

公共用水域及び地下水の水質分析業務委託仕様書

1 目的

この調査は、守口市内公共用水域及び地下水の水質を調査し、水質保全の資料とすることを目的とする。

なお、水質調査方法は環境庁水質保全局通達(昭和46.9.30 環水管第30号)、環境庁水質保全局長通達(平成元.9.14 環水管第189号)及び大阪府公共用水域及び地下水の水質測定計画に準拠して行うものとする。

2 調査地点

公共用水域	1地点	別紙1に示す地点
地下水	4地点	別紙2に示す地点

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 調査回数、調査月及び調査項目

公共用水域	別紙3のとおり
地下水	別紙4のとおり

5 分析方法及び分析定量下限値

分析は別紙5で示す分析方法で行うこと。また、定量下限値は別紙5のとおりとすること。

6 採水日時並びに方法等

- (1) 採水日は、採水日前日までで比較的晴天が続き、水質が安定している日を選んで、環境対策課と協議する。
- (2) 公共用水域の採水位置は、原則として河川等の流心部の表層水とする。
- (3) 地下水の水質分析において、井戸の諸元(深度、用途等)については、できる限り把握するものとする。
- (4) 採水後、直ちに分析できない場合は、工業用水・工場排水試験方法(JIS K 0102 規格群)に定める保存方法により保存する。

7 採水時に実施すべき事項

採水地点の採水状況を記録するため、日時、箇所を記した記録板を含んだ写真を撮影すること。

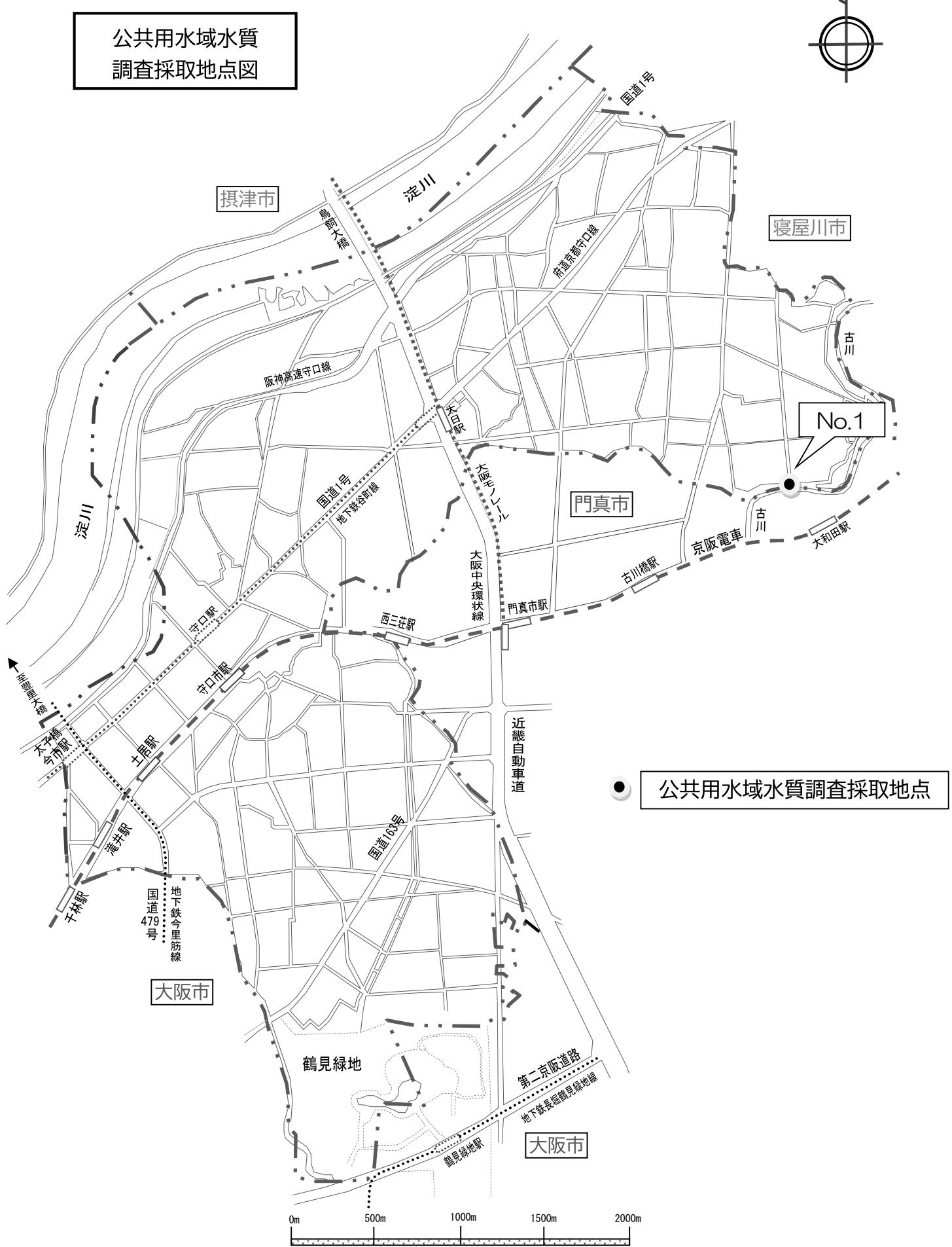
8 報 告

- (1) 報告書の提出時期は、分析完了後、速やかに行うものとする。ただし、提出日については、土、日、祝日を除くものとする。
- (2) 報告書の提出は、正副の2部とする（報告書には、環境計量証明書の他、検査におけるその過程が示された記録（例：標準液の結果、検量線図、クロマトグラフ図など）を添付すること）。
また、採水地点における採水時の写真も報告書に添付すること
- (3) 分析結果が環境基準値を超えていた場合は、直ちに報告するものとする。

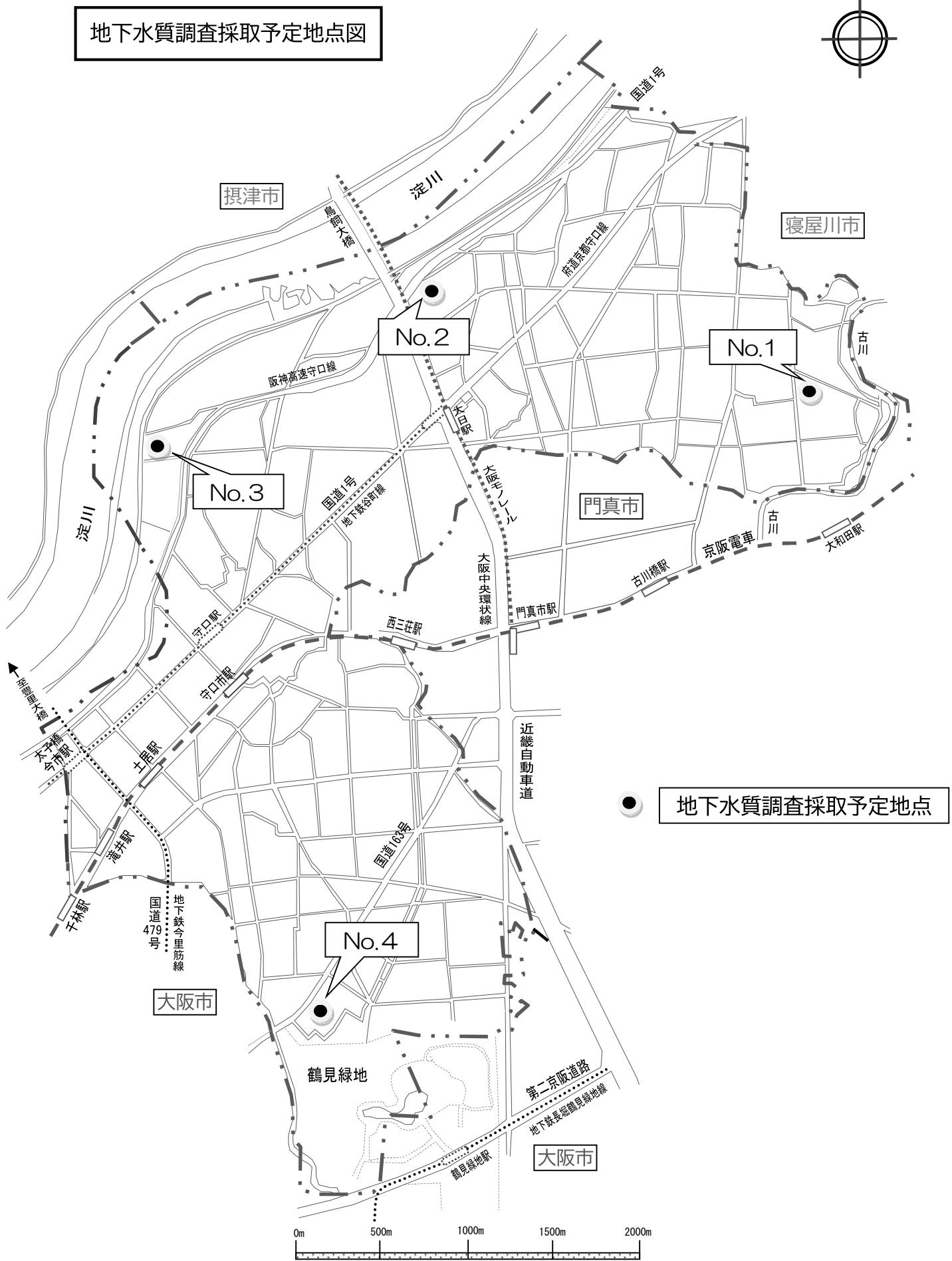
9 その他

- (1) 支払方法は業務完了後、一括払いとする。
- (2) この仕様書に定めていない事項については、環境対策課と協議の上、定めるものとする。

別紙 1



別紙 2



別紙3 採水月及び測定項目 公共用水域

生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)

採水地点	測定回数	測定月	pH	DO	BOD	SS	大腸菌数	全窒素	全りん	全亜鉛※	ノルフェノール※	LAS※	計
市内河川No.1	4	8,10,12,2	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1	31
合計			4	4	4	4	4	4	4	1	1	1	31

人の健康の保護に関する項目(健康項目)

採水地点	測定回数	測定月	Cd	CN	Pb	Cr ⁶⁺	As	T-Hg	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-1-トクリクロロエタン	1,1-2-トクリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	ジス1,2-ジクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	チカラム	シマジン	チオバニカルブ	ベニゼン	セレン	1,4-ジオキサン	ほう素	ふつ素	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	計
市内河川No.1	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26		
合計			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26		

備考

- 1 生活環境項目 全亜鉛、ノルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)については年1回の測定とする
- 2 年1回の測定項目は原則8月に実施予定とする
- 3 調査時は採水年月日、採水時刻、天候、水温、気温、透視度、外観(色・濁り)、臭氣を測定、記録すること

別紙4 採水月及び測定項目 地下水

環境基準 項目	測定 回数	測定 月	pH	Cd	CN	Pb	Cr6+	As	T-Hg	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエタレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエタン	1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,3-ジクロロブタン	カラム	シマジン	チオカルブ	ベンゼン	セレン	1,4-ジオキサン	ほう素	ふつ素	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	計
市内井戸 No.1	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28		
市内井戸 No.2	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28		
市内井戸 No.3	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28		
市内井戸 No.4	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28		
合計			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	112			

備考

- 1 調査時は採水年月日、採水時刻、天候、水温、気温、透視度、外観(色・濁り)、臭気を測定、記録すること
- 2 井戸所有者への依頼は市が行うものとする
- 3 井戸の諸元(深度、用途等)については、できる限り把握すること

別紙5 分析方法及び分析定量下限値

測定項目	測定方法	報告下限値
カドミウム	JIS K 0102-3 14.3 JIS K 0102-3 14.4 JIS K 0102-3 14.5	0.0003mg/L
全シアン	JIS K0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.4 JIS K0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.5 JIS K0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない) 昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表(以下「付表」)1に掲げる方法(蒸留操作は装置にて行う)	0.1mg/L
鉛	JIS K0102-3 13.2 JIS K0102-3 13.3 JIS K0102-3 13.4 JIS K0102-3 13.5	0.005mg/L
六価クロム	JIS K0102-3 24.3.1 JIS K0102-3 24.3.2 JIS K0102-3 24.3.4 JIS K0102-3 24.3.5 JIS K0102-3 24.3.6 ただし、次の1及び2までに掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2までに定めるところによる。 1 JIS K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(JIS K0102-3 24.3.3.4のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 2 JIS K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、JIS K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	0.01mg/L
砒素	JIS K0102-3 20.3 JIS K0102-3 20.4 JIS K0102-3 20.5	0.005mg/L
総水銀	付表2に掲げる方法	0.0005mg/L
PCB	付表4に掲げる方法	0.0005mg/L
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1 JIS K0125 5.2 JIS K0125 5.3.2	0.002mg/L
四塩化炭素	JIS K0125 5.1 JIS K0125 5.2 JIS K0125 5.3.1 JIS K0125 5.4.1 JIS K0125 5.5	0.0002mg/L
クロロエチレン	平成16年3月31日付け環境省通知付表1に掲げる方法	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1 JIS K0125 5.2 JIS K0125 5.3.1 JIS K0125 5.3.2	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1 JIS K0125 5.2 JIS K0125 5.3.2	0.002mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004mg/L
(シス体)	同上	0.002mg/L
1,2-ジクロロエチレン (トランス体)	JIS K0125 5.1 JIS K0125 5.2 JIS K0125 5.3.1	0.002mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1 JIS K0125 5.2 JIS K0125 5.3.1 JIS K0125 5.4.1 JIS K0125 5.5	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.0006mg/L
トリクロロエチレン	同上	0.001mg/L
テトラクロロエチレン	同上	0.0005mg/L

1,3-ジクロロプロパン	JIS K0125 5.1 JIS K0125 5.2 JIS K0125 5.3.1	0.0002mg/L
チウラム	付表5に掲げる方法	0.0006mg/L
シマジン	付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.0003mg/L
チオベンカルブ	付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.002mg/L
ベンゼン	JIS K0125の5.1 JIS K0125の5.2 JIS K0125の5.3.2	0.001mg/L
セレン	JIS K0102-3 26.2 JIS K0102-3 26.3 JIS K0102-3 26.4	0.002mg/L
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(硝酸性窒素) JIS K0102-2 15.3 JIS K0102-2 15.4 JIS K0102-2 15.6 JIS K0102-2 15.7 JIS K0102-2 15.8	0.08mg/L
	(亜硝酸性窒素) JIS K0102-2 14.2 JIS K0102-2 14.3 JIS K0102-2 14.4	
ふつ素	JIS K0102-2 5.2及び5.3 JIS K0102-2 5.2及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) JIS K0102-2 5.2(蒸留操作を行う場合にあってはフェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)に定める方法及びJIS K0102-2 5.5	0.08mg/L
ほう素	JIS K0102-3 5.2 JIS K0102-3 5.5 JIS K0102-3 5.6	0.02mg/L
1, 4-ジオキサン	付表7の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.005mg/L
水素イオン濃度	JIS K0102-1 12	-
溶存酸素量	JIS K0102-1 21.2 JIS K0102-1 21.3 JIS K0102-1 21.4 JIS K0102-1 21.5	0.5mg/L
生物化学的酸素要求量	JIS K0102-1 18	0.5mg/L
浮遊物質量	付表8に掲げる方法	1mg/L
大腸菌数	JIS K 0102-5 5.6.2に定める方法(5.6.2.7を除く) (ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0~5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する)	1CFU/100 mL
全窒素	JIS K0102-2 17.3 JIS K0102-2 17.4 JIS K0102-2 17.5(17.5.3.2を除く)	0.05mg/L
全りん	JIS K0102-2 18.4.1及び18.4.4((18.4.1.4のb)を除く) JIS K0102-2 18.4.6	0.003mg/L
全亜鉛	JIS K0102-3 12.2 JIS K0102-3 12.3 JIS K0102-3 12.4 JIS K0102-3 12.5	0.001mg/L
ノニルフェノール	付表9に掲げる方法	0.00006mg/L
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	JIS K 0102-4 6.2.5	0.0006mg/L

(注) 衔数については、有効数字2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。

また、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。